

## 民衆の負担 P. 43～；『ゼミナール』P. 11

### 班田収授法 [P. 43L. 1～]

☆「公地公民制」がとられたため、農民には一定の年齢に達したら田を与え、死後に没収をするという規定がもうけられた。この規定を1 班田収授法 という。これらは、6年ごとに作成される2 戸籍 に基づいて行われた。

Q 1. 何歳以上のものに田が与えられたか？ A. 3 6 歳以上

Q 2. このようにして班給された田を何というか？ A. 4 口分田

Q 3. 与えられた面積はどのくらいか？ [P. 43②] [参考] 1段は約31.5m四方=990㎡

【良民男子】 2 段                      【良民女子】 4/3 段 = 1 段 120 歩

【官有賤民】 良民と同じ      【私有賤民】 良民の1/3

※賤民は官有賤民三種、私有賤民二種の計五種（=「5 五色の賤」）[図表P. 67②]

### 租税のしくみ [図表P. 67①]

1. 土地にかかる税 = 性別・身分による免除はなし

\* 6 租 … 1段につき稲 2 束 2 把で収穫の約 3 %、地方に納める。

※この場合の「地方」とは具体的には国司の勤める役所（「7 国衙（国府）」）をさす。

## 2. 良民男子にかかる税

☆8 21 歳～ 60 歳までの男子は9 正丁 といひ、100%の税を納める。

〔 61歳～65歳は10 次丁 (老丁)とよび、正丁の2分の1  
17歳～20歳は11 中男 (少丁)とよび、正丁の4分の1 [庸なし] 〕

## ①物納

☆毎年作成される課税台帳 (「12 計帳」) をもとに課された。

\*13 調 …郷土の産物

\*14 庸 …布 2丈6尺

〕 中央の財源

└本来は都での10日間の労役 (=「15 歳役」) だが、その代わり。

※都まで運ぶ (=「16 運脚」) のも正丁の義務。〔図表P. 63③〕

## ②労役

\*17 雑徭 …18 国司 のもとで労役 (土木工事や開墾など)。19 60 日を限度。

\*仕丁…中央政府の雑役に従事。 50戸ごとに正丁2人。

\*20 兵役 …正丁3～4人に1人の割合で徴発。国ごとにおかれた21 軍団 で訓練

└一部が22 衛士 (都の警備1年)や23 防人 (北九州の警備3年) となる。

※上記23にはおもに24 東国農民 があてられた。

## ③その他 (戸ごとに課税)

\*稲の強制貸し付け (25 出挙 (公出挙) ) 一利息は26 国衙 の財源。

(基本的な利息は?)

公出挙が5割 私出挙 (民間の出挙) 10割

\*備荒貯蓄 (凶作への備え) —27 義倉 へ粟を拠出。